

2007年8月7日

2002・03年度国民健康保険財政調整交付金の過大交付分を 市町村が返還するにあたっての申し入れ

山梨県知事

横内 正明 殿

日本共産党山梨県地方議員団

代表 神田 明弘

国から県内市町村に交付された02・03年度分の国保財政調整交付金が24億7788万円過大に交付されていたことが、会計検査院の検査で明らかになり、厚生労働省が来年3月末までの返還を要求してきた問題は、市町村をはじめ県民も「国保税がまた上がるのでは」など不安と混乱を招いている。

そもそも、財政調整交付金の過大交付をつくりだした原因は、県が市町村に提示した交付金の基礎数値が間違っていたことによるもので、県の責任は明確です。市町村にとっては従来どうり県の指導に従って交付金申請をしたもので、市町村も「精査をしなかった」という県の指摘や突然の一方的な説明に困惑しています。

県は財政調整基金を取り崩し、市町村に融資する貸付制度を創設して、市町村の返還に対応することを明らかにしました。しかし国保財政はいずれの市町村もたいへん厳しく、県が計画している貸付金の返還「1年据え置き、3年返還」が困難な市町村も多く、また基金を取り崩して借入れを返還したとしても、国保税（料）の引き上げに連動せざるを得ないことは明白です。

先に行なわれた参議院選挙で「貧困と格差」が一大争点となり、庶民増税や社会保障の負担増を押し付けてきた自・公政権が、歴史的敗北をしたことから明らかなように、県民の暮らしはかつてなく厳しくなっています。過大交付金の返還による国保税の更なる値上げは、厳しい県民の暮らしに追い討ちをかけるばかりか、国保税の滞納世帯をさらに増やすことにもつながりかねません。

よって国保財政調整交付金の過大分の国への返還にあたっては、県は責任を自覚し以下のことを実施するよう強く要求します。

- 1、県は市町村の返還金総額24億7788万円の半額を市町村に支援すること。
- 2、市町村に融資する貸付制度について、県への返還は一律に期限を定めず、国保会計の財政状況を考慮し、市町村の要望に応じて対応すること。
- 3、県の責任で過大交付金の返還を理由とした国保税の値上げは行なわないようにすること。

以上